

# 今も残る古都の条坊制

京都教育大学附属京都中学校 上西好悦

## 平安京の街並みと秀吉の改修

平安京は唐の長安を模して造営された。街の区割り\*は条坊制を取り入れ、現在残る碁盤目状の街並みはその頃に造られたものであるが、2点ばかり視点を加える必要がある。

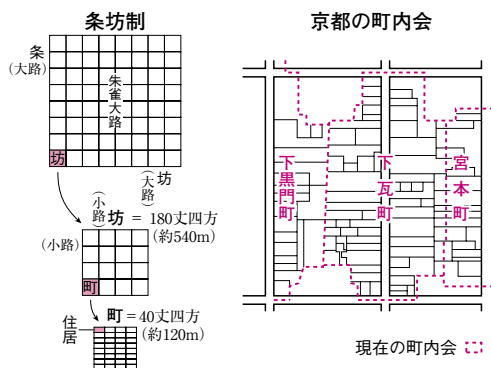
1点目は応仁の乱による町の消失である。当時の様を知るうえで「汝や知る都は野辺の夕雲雀上がるを見ても落つる涙は」と詠んだ飯尾常房は都の惨状を「たまたま焼け残った東寺や北野天満宮周辺も灰土が広がっている」と荒廃を嘆いている。

2点目は、豊臣秀吉による都の改修である。秀吉は聚楽第を建て、聚楽第を中心とした軍事的な都市として京都を改造した。市街地をお土居とよばれる土塁で囲ませたことと、市街地を新しい区割りで整備させたことは、後述するように現在の暮らしにも大きく影響している。お土居は高さ約4～5mの土塁で、東端を鴨川、北端を鷹峰、西端は紙屋川、南端は九条まで造られ、総延長は22.5km、外側に幅4mから最大18mの堀を掘った。この土塁は外敵侵入を阻止し、河川の氾濫を押さえる目的もあった。お土居の内側を洛中、外を洛外とよんだ。

お土居の造成にともない市街地の整備も進められた。市街地の東側にはお土居に沿って各寺院を移転させ、寺町を形成した。平安京造成の折、南北に9本の大路「坊」と東西に9本の大路「条」（後に2本追加）が通され、大路に囲まれた180丈（約540m）四方の地域も「坊」といった。その坊に縦に3本、横に3本の小路を通し、小路に囲まれた約120m四方の区画を『町』とした。さらにその町を縦に4つに区分し、横は8つに区分したものが住居とされた。



「中学校社会科地図 初訂版」p.89



## 京都独特の町内会

これが基ではあるが、秀吉の改修により『町』の真ん中を通りを造り、住居スペースはさらに細くなった。後の江戸時代には住居に税（一軒役）がかけられ、間口の広さで（3間の間口で一軒役）課税されたことから、間口が約5m、奥行きは20m以上ある、俗にいう「鰻の寝床」状態の住居が多く建てられた。

他の都市の町内会は、ほとんどが道路に囲まれ

た区画をまとまりとしている。しかし京都市内では、「通り・路」を挟んで向かい同士が町内会をつくり、地藏盆や秋祭り等の行事を実施する。古い町屋が残る地域の地図を見れば明らかであるが、街の境界線は道路ではなく、小路に囲まれた約120m四方の「条坊制の区分である『町』」の真ん中で引かれている。左右の家と路を挟んだ向かいの家とは同じ町内会としてつき合いをするが、自分の家の裏手にある家とは、つき合いが希薄である。祭りの折には、通りごとにまとまって実施されている光景が、京都では普通に見られるのである。

\* 「街の区割り」は通常「町の区割り」と表記すべきだが、後述の「条坊制により形成された『町』という地域」の『町』と区別するために、通常の街並みという意味で「街」の字を当てた。

#### <条里制と条坊制>

斑田取授法による土地区画制度を「条里制」という。平城京・平安京の都は、「条坊制」による都市計画制度で整備されたものである。

##### 条里制

6町（約654m）ごとに土地を正方形に区切る。横列を条、縦列を里と数える。

##### 条坊制

朱雀門から羅城門まで南北に通された朱雀大路に平行して9本の大路が走り、その大路に交差して9本の大路が通された。東西の通りを条、南北の通りを坊といい、大路に囲まれた180丈（約540m）四方の地域を「坊」という。

参考文献 「豊臣秀吉と京都－聚楽第・御土居と伏見城」  
日本史研究会編 2001 文理閣